

16 経営第7979号  
平成17年4月1日

地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
全国農業会議所  
会長 太田 豊秋  
全国農業協同組合中央会  
会長 宮田 勇  
社団法人 全国農地保有合理化協会  
会長 田中 宏尚  
全国土地改良事業団体連合会  
会長 野中 広務

} あて

農林水産事務次官

担い手農地情報活用集積促進事業実施要領の制定について

平成17年度予算が平成17年3月23日に成立したことに伴い、担い手農地情報活用集積促進事業実施要領が別紙のとおり定められ、平成17年度予算から適用することとされたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に特段の御配慮をお願いします。  
以上、命により通知する。

(別紙)

## 第1 目的

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、これらの農業経営に対する農用地の利用集積を推進することが重要である。

このため、農用地の流動化に取り組む市町村、関係機関及び関係団体において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）等の担い手及び離農希望農業者等の農用地の出し手の意向の把握や農用地の権利関係等の農地流動化に係る情報の集約、公開及び地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組みの構築を行い、担い手への農用地の利用集積を広域的・集团的に促進する。

また、生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に担い手への農用地の面的集積を促進するとともに、認定農業者の経営の規模拡大に伴う負担の軽減を図ることにより、担い手への農用地の利用集積を促進する。

## 第2 事業内容

### 1 市町村等事業

本事業の実施主体は、以下のいずれかの事業を必要に応じ、実施するものとする。

#### (1) 担い手農地情報活用事業

##### ア 事業内容

この事業は、担い手への農用地の利用集積を広域的・集团的に促進するため、次の事業を実施する。

##### (ア) 農地情報活用企画事業

農地情報の公開による農地の引き受け希望者の募集体制整備等を行うため、関係機関・団体等で構成する農地情報活用委員会（以下「委員会」という。）を組織して、農地情報活用集積促進計画（以下「促進計画」という。）を策定し、同計画に基づき、利用権設定等意向調査の計画立案、農地情報整備の対象とすべき出し手及び受け手農家の要件等を定めた農家資格の作成、農地情報の管理方法・公開手続等を定めた農地情報公開基準の作成、担い手への集積・団地化推進・耕作放棄地解消等利用調整に当たったの優先事項等を定めた農地公募規程の作成等を行うものとする。

##### (イ) 農地情報整備事業

(ア)により策定した促進計画に基づき、市町村内の農家を対象とした利用権設定等意向調査を実施し、同調査の結果を活用し、農家資格に適合した農家に関する農地情報公開台帳の整備を行うものとする。

##### (ウ) 農地情報活用事業

(ア)により策定した促進計画に基づき、(イ)により整備した農地情報公開台帳をインターネット等により公開し、地域外から広範に農用地の引き受け希望者を募り、農地公募規程等を活用する等により、農用地取得者、利用権設定者の決定等を行うものとする。

##### イ 実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(ア) 農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農業振興法」という。）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画をいう。）基本構想（基盤強化法第6条第1項に基づき市町村が定めらるる農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）及び市町村流動化目標（「農地流動化に関する新たな目標の設定について」（平成11年7月13日付け11構改B第713号構造改善局長通知）第

- 4の目標をいう。)を定めている市町村
- (イ) (1)の市町村の区域をその事業の実施区域とし、農業経営体の経営指導を行うことを目的とする民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人
  - (ウ) (1)の市町村の区域をその地区の全部又は一部とする農業協同組合
  - (イ) 農地保有合理化法人のうち民法第34条の規定により設立されたもの
  - (オ) (1)の市町村の区域をその地区の全部又は一部とする土地改良区
- ウ 事業実施期間  
この事業の実施期間は、平成17年度から平成21年度までとする。
- エ 事業計画の提出  
実施主体の長は、当該年度の事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業計画を地方農政局長(北海道にあっては農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に速やかに提出するものとする。
- オ 事業実績報告の提出  
実施主体の長は、毎年度、事業実績報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業実績報告を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。
- (2) 担い手農地集積促進支援事業
- ア 事業内容  
この事業は、認定農業者利用調整推進(強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8620号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付金実施要綱」という。))別表の政策目標の欄の のメニュー欄の認定農業者利用調整推進をいう。)等により認定農業者が賃借権の設定又は農作業の委託を受けた場合、経営局長が別に定める基準に基づき、認定農業者農地集積促進費の交付を実施する事業とする。
- イ 実施主体  
この事業の実施主体は、市町村とする。
- ウ 事業実施期間  
この事業の実施期間は、平成17年度から平成21年度までとする。
- エ 事業計画の提出  
実施主体の長は、当該年度の事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業計画を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。
- オ 事業実績報告の提出  
実施主体の長は、毎年度、事業実績報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業実績報告を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。
- (3) 担い手農地集積促進整備事業
- ア 事業内容  
この事業は、第2の1の(1)のアの(ア)で策定される促進計画に基づき、育成すべき農業経営への農用地の利用集積を促進するため、委員会で農地利用集積推進計画及び農地利用図(以下「農地利用プラン」という。)を作成する場合に、必要に応じて農地利用プランの達成に必要なほ場条件の簡易な整備を実施する事業とする。
- イ 実施主体  
この事業の実施主体は、農地利用プランを作成する第2の1の(1)のイに規定する市町村等とする。
- ウ 事業実施期間  
この事業は、平成17年度から平成21年度までとする。

## エ 事業計画の提出

実施主体の長は、当該年度の事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業計画を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。

## オ 事業実績報告の提出

実施主体の長は、毎年度、事業実績報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業実績報告を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。

## 2 全国農地保有合理化協会事業

### (1) 事業内容

この事業は、第2の1の(1)に規定する事業の適正かつ円滑な推進を図るため、関係機関・団体等で構成する農地情報活用企画委員会を組織し、委員会開催等を行うものとする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、社団法人全国農地保有合理化協会とする。

### (3) 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成17年度から平成21年度までとする。

### (4) 事業計画の提出

実施主体の長は、当該年度の事業計画を作成し、経営局長に提出するものとする。

### (5) 事業実績報告の提出

実施主体の長は、毎年度、事業実績報告を作成し、経営局長に提出するものとする。

## 3 都道府県農業団体事業

### (1) 事業内容

都道府県農業団体は、原則として第2の1の(1)から(3)に規定する事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化を効果的に推進するため、第2の1の(1)のイ、第2の1の(2)のイ及び第2の1の(3)のイに規定する実施主体に対する助言等を行うものとする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県農業会議とする。

### (3) 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成17年度から平成21年度までとする。

### (4) 事業計画の提出

実施主体の長は、当該年度の事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業計画を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。

### (5) 事業実績報告の提出

実施主体の長は、毎年度、事業実績報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。この場合において、都道府県知事は、実施主体の長から提出された事業実績報告を地方農政局長等に速やかに提出するものとする。

## 4 都道府県事業

### (1) 事業内容

都道府県は、原則として第2の1の(1)から(3)に規定する事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化を効果的に推進をするため、第2の1の(1)のイ、第2の1の(2)のイ、第2の1の(3)のイ及び第2の3の(2)に規定する実施主体に対し指導等を行うものとする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

### (3) 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成17年度から平成21年度までとする。

(4) 事業計画の提出

都道府県知事は、当該年度の事業計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(5) 事業実績報告の提出

都道府県知事は、毎年度、事業実績報告を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第3 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

- 1 第2の1の(1)のイ、第2の1の(2)のイ及び第2の1の(3)のイに規定する実施主体が第2の1に掲げる事業を実施するのに要する経費につき、都道府県が補助する場合における当該補助に必要な経費の2分の1以内に相当する経費
- 2 第2の2の(2)に規定する実施主体が第2の2に掲げる事業を実施するのに必要な経費
- 3 第2の3の(2)に規定する実施主体が第2の3に掲げる事業を実施するのに必要な経費につき、都道府県が補助する場合における当該補助に必要な経費
- 4 第2の4の(2)に規定する実施主体が第2の4に掲げる事業を行うのに必要な経費の2分の1以内に相当する経費

第4 他の施策との連携

1 担い手育成総合支援協議会との連携

本事業の実施に当たっては、強い農業づくり交付金実施要綱別表の政策目標の欄の のメニュー欄の「担い手総合支援」を実施する担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の2の(2)のウ及び第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。）と連携することにより、本事業の効果的な実施を図るものとする。

2 農地流動化関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、認定農業者利用調整推進（強い農業づくり交付金実施要綱別表の政策目標の欄の のメニュー欄の認定農業者利用調整推進をいう。）及び、水田農業経営構造確立緊急対策（強い農業づくり交付金実施要綱別表の政策目標の欄の のメニュー欄の水田農業経営構造確立緊急対策をいう。）等の農地流動化関連施策と連携することにより、本事業の効果的な実施を図るものとする。

3 男女共同参画の促進

本事業の実施に当たっては、事業内容等に即して農山漁村男女共同参画推進指針（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）を踏まえ、男女共同参画の促進に配慮するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経営局長が別に定めるものとする。

附則（平成17年4月1日付け16経営第7979号）

1 次に掲げる通知は、廃止する。

(1) 農地流動化地域総合推進事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14経営第6924号経営局長通知）

(2) 農地利用集積実践事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14経

管第7044号)

- 2 1の規定により廃止される通知に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。